

神奈川大学大学院博士前期課程における 特定の課題についての研究成果の審査に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院学則(以下「学則」という。)第22条に規定する特定の課題についての研究成果(以下「特定課題」という。)の審査に関して、各研究科における共通の取扱いについて定める。

(実施研究科)

第2条 この規程で特定課題による修了を実施する研究科又は専攻(以下「実施研究科等」という。)は、別表のとおりとする。

(定義)

第3条 この規程において「特定課題」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) フィールドワークによる調査報告
- (2) 実務的経験に基づく実際的研究
- (3) 模型、製図又はソフトウェア等の作品
- (4) データの専門的処理
- (5) その他実施研究科等において認めた研究

(申請)

第4条 特定課題の審査を希望する者は、実施研究科等が定める手続による承認を受けた上、研究計画書を添えて、審査申請書を研究科委員長に提出するものとする。

2 前項に規定する特定課題の申請時期は、当該学生の修了年次の年度当初とする。

(審査方法)

第5条 当該研究科又は当該専攻が属する研究科の研究科委員会は、特定課題の審査及びこれに関する試験等を実施するため、指導教授を主査として実施研究科等の担当教員3名以上からなる審査委員会を組織する。ただし、必要に応じて学則第6条第1項に規定された者以外の本学教員、他大学教員又は研究所の研究員等を審査員に加えることができる。

(その他の事項)

第6条 特定課題の審査に係るその他の事項については、学則及び神奈川大学学位規程に定めるところによる。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、教務課及び平塚教務課が所管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年度入学者から適用する。

(略)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(1) 法学研究科法律学専攻
(2) 工学研究科経営工学専攻
(3) 工学研究科建築学専攻